

各指定介護老人福祉施設
各指定介護老人保健施設
各指定介護療養型医療施設
各指定(介護予防)短期入所生活介護事業所
各指定(介護予防)短期入所療養介護事業所 の管理者様
各指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所
各指定通所介護事業所
各指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所

山口県健康福祉部長寿社会課長

平成30年度自己点検表の提出について

このことについて、介護保険サービスに係る自己点検表を下記のとおり提出してください。

記

1 提出の対象となる介護保険サービス種別

- (1) ユニット型介護老人福祉施設 (併設短期を含む)
- (2) 従来型介護老人福祉施設 (併設短期を含む)
- (3) 介護老人保健施設 (併設短期を含む)
- (4) 介護療養型医療施設 (併設短期を含む)
- (5) 短期入所生活介護 (介護予防を含む) ※(1)、(2)の併設を除く
- (6) 短期入所療養介護 (介護予防を含む) ※(3)、(4)の併設を除く
- (7) 特定施設入居者生活介護 (介護予防を含む)
- (8) 通所介護
- (9) 通所リハビリテーション (介護予防を含む)

注1) 介護医療院及び共生型通所介護に係る自己点検表の提出については、後日、別途、通知を行う予定であること。

注2) みなし指定の事業所においては、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を届け出て、現に介護報酬を算定している事業所については、自己点検表を提出すること。

注3) 地域密着型サービスについて、県への提出は不要であること。
ただし、地域密着型介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護事業所については、(5)により提出すること。

注4) 下関市に所在する介護保険施設・事業所については、サービス種別に関わらず、県への提出は不要であること。

2 提出期限 平成30年7月31日(火)

3 提出部数 1部

4 提出先 山口県健康福祉部長寿社会課 (〒753-8501 山口市滝町1-1)

5 資料作成上の留意事項

- (1) 様式は一部変更しているため、平成30年度版を使用すること。
- (2) 特に明記のない場合は、平成30年6月1日現在の状況を記入すること。
- (3) 用紙の大きさはA4版とし、可能な限り、両面印刷(長辺とじ)とすること。
- (4) 「自己点検表」は、点検項目ごとに基準等の内容を確認することにより基準等の理解を促進するとともに、自らチェックを行う趣旨でお願いするものであること。

6 その他

当該自己点検表の様式(エクセル形式及びPDFファイル形式)は、山口県長寿社会課介護保険班のホームページ「かいごへるぶやまぐち」からダウンロードすること。

【アドレス】 <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

連絡先：長寿社会課
電話：083-933-2774
FAX：083-922-3022
担当：田中、末武